

【豪州就労ビザ・渡航規制関連について】

・ビザ発給スピードは昨年より大幅に改善、感謝申し上げます。

(サブクラス 482 ビザ- 海外からの駐在員、雇用主によるスポンサー就労ビザ)

今回、ローカル職員と同ビザ発給者の比率制限（ローカル 75%以上を維持しなければ VISA スポンサーの Accredited Status 喪失）の緩和をご検討願いたい。

例えば、豪企業として存在している年数や、納税額など同国・同地域への貢献度合いも考慮頂いた比率数値の優遇措置や比率計算の母集団から経営層を除く措置、など。

ローカル職員の雇用も維持促進したい一方、現実的には豪労働市場は流動化が激しい為、必要スキルを備えた専門人材やマネジメント層をスムーズかつタイムリーに交替させるには、本社を始めとする諸外国からの人材派遣・投入も必要。

また受け入ればかりでなく、豪ローカル職員を諸国へ派遣し、成長させて戻ってきてもらうことは人材育成観点からも重要。

より Diversified な職場環境の形成も、豪労働市場の競争力強化の観点でも重要であろうと考え、本件を期待するもの。

・サブクラス 482 ビザ保有の出向社員が帰任する場合、雇用主は 28 日以内に離職と帰任について移民局（内務省（Department of Home Affairs）内部組織）への通知が求められており、この規定に違反した場合、スポンサーシップの取消や一時停止等の罰則が課される事となる。他方、その後、実際のビザの解約は内務省の判断に委ねられており、そのタイミングは事前に見通せず、度重なるフォローアップを行った場合にも最短で数か月は要している状況。カンファレンス出席や、ミーティングのため、本邦から豪州へ出張の際、通常であれば、サブクラス 600 ビザ Electronic Travel Authority (ETA) で済むが、帰任者に於いては 482 ビザが有効のままだと、豪州滞在中に、482 ビザのキャンセルと共に ETA ビザもキャンセルされるリスクがある。斯かる状況下、豪州出張中のビザ「なし」の状況に陥るリスクを避けるため、ビザエージェントのアドバイスに従い、サブクラス 400 ビザ（この短期就労 Visa が認可されると、482 ビザは自動キャンセルされる）を取得している。他方、400 ビザ申請は ETA ビザと比較して書類準備の手間と時間、申請費用、及びエージェント費用がかかるため、出張をキャンセルせざるを得ない状況も生じている。日本政府には、豪州政府内に於ける 482 ビザの解約プロセスが改善されるように働きかけをお願いしたい。

【ビザ以外での連邦政府などへの働きかけについて】

■同一労働同一賃金（Same Job Same Pay）：

引き続き関係団体と交渉が行われていると理解するも、企業にとっては人件費の上昇や人事制度の変更に伴う負担が懸念される。日本企業による新規投資含めた企業活動（投資先としての豪州の魅力）が阻害されることなく、豪州としての国際競争力が毀損しない最適な労使関係となるように、日本政府には豪州政府に対する働きかけをお願いしたい。

■環境規制：

オフショアでのガス開発・生産に於ける環境規制には多くの不確実性がある中、日本企業の投資への影響、ひいては、日本のエネルギー安全保障が損なわれることがないように、日本政府には二国間の良好な関係を維持しつつ、豪州政府に対する働きかけの継続をお願いしたい。

■ハイブリッドミスマッチルール：

昨年度も同様の改善が要請され、また、会計税務アドバイザー事務所からも、豪州に拠点を持つ多くの多国籍企業（含：日系企業の在豪州子会社）において大きな課題であるとの見解が示されているが、特段の改善は見られていない。

OECD 諸国が設定する多様なハイブリッドミスマッチルールにより、豪州納税者（企業）はグループ全体として海外関係会社に行った支払いが、DD（Double Deduction）、D/NII

（Deduction / No Inclusion）、または間接的 D/NII の何れかの形で税効果のミスマッチをもたらしていないこと、もしくはミスマッチが生じている場合には正しく処理されていることの確認・申告が必要となっている。これには直接取引だけではなく間接的な関与も含まれ、対象企業として必ずしも海外関係会社への十分な情報アクセスがない中、大きな事務負担が生じている。日本政府には、より実用的なルールに変更となるように働きかけをお願いしたい。

■税務ガバナンス：

近年、ATO（豪州税務当局）による取締役会の承認手続を含む社内プロセス等、税務ガバナンスの観点からのレビューが強化される中、税務調査対応に係る事務負担が増大している。日本政府には、より効果的・効率的な実施（負担軽減）に繋がる税務ガバナンスガイドラインが提示されるように働きかけをお願いしたい。

【後方支援について】

■先進技術支援：

日豪間のプロジェクトや R&D、特に量子コンピューティングや AI といったクリティカルな先進技術に対し、日本政府からもファンドが付く仕組みを期待しております。また、両国間での合同プロジェクトがより多く生まれるよう、マッチングイベントや展示会等で、日本の技術紹介の機会を増やして頂けると幸甚です。

■海底ケーブルの公平な入札プロセス支援：

先日の豪米首脳会談で、両国共同の海底ケーブルプロジェクト建設が発表されましたが、このサプライヤー選考プロセスを、両国に閉じたものにせず、日本のサプライヤーも含む公平なものになるよう、大使館から日本政府を通して豪州政府に要請頂けることを期待しております。

【その他、優先的に取り上げられるべき課題について】

・法人税申告書作成や ATO レビュー対応における実務負担の軽減を検討するよう働きかけをお願い致します。

例えば、大規模納税者（Top100、Top1000）を対象に定期的に行われる ATO レビューにて高い評価（High Level of Assurance）を達成した場合に、レビュー対象年度を隔年にするなどの措置があると良い。又、一定規模以上の納税者を対象に法人税申告書に添付して提出が求められる Reportable Tax Position Schedule（RTPS）に関しても、ATO レビューでの高い評価（High Level of Assurance）を達成した場合には、RTPS の提出義務を免除すること等を ATO に検討頂きたい。ハイブリッドミスマッチ規定に関しては、2024 年 1 月 1 日以降開始事業年度から適用される BEPS2.0 でグローバルミニマムタックス（15%）導入以後には、同規定の廃止検討を ATO に促して頂ければありがたいと思います。